

# 千葉県立保健医療大学研修生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県立保健医療大学学則（以下「学則」という。）第56条の規定により、研修生に関し必要な事項を定めるものとする。

(受入れの時期)

第2条 研修生の受入れの時期は、原則として学年の始めとする。

2 研修生の研修期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があるときは、学長は、研修期間を延長することができる。

(出願手続)

第3条 研修生を派遣しようとする者は、次の各号に掲げる書類を指定の期日までに学長に提出しなければならない。

- (1) 研修生推薦書
- (2) 本人の履歴書
- (3) 本人の最終出身校の卒業証明書及び学業成績証明書
- (4) その他学長が指定する書類

(受入れの許可)

第4条 受入れの許可は、教授会の議を経て、学長が行う。

2 学長は、前項の規定による受入れを許可した者に対して、大学その他の団体の長を経由して、本人にその旨を通知する。

(指導教員)

第5条 教授会は、研修生の指導教員を定めるものとする。

(研修料等)

第6条 研修生は、研修期間中の研修料を納付しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、実験、実習又は実技に要する経費は、必要に応じ研修生の負担とする。

(施設等の利用)

第7条 研修生は、指導教員の承諾を得て研修に要する施設及び設備を利用することができる。

(修了証明書)

第8条 学長は、研修生が研修を修了したときは、修了証明書を交付することができる。

(学則等の準用)

第9条 この規程に定めるもののほか、研修生については、本学の学則及び諸規程のうち学部の学生に関するものを準用する。

(許可の取消し)

第10条 研修生が学則若しくは諸規程に違反したとき、又は研修生としての本分に反したときは、学長は、第4条の規定による許可を取り消すことができる。

附 則

この規程は、平成22年1月4日から施行する。